

介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、神奈川県地域医療介護総合確保基金(介護分)事業費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第14条の規定に基づき、介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業(以下「本事業」という。)の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第2 目的

1 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援

介護施設等における新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、ウイルスが外に漏れないよう居室等に据える簡易陰圧装置の設置等に要する経費を支援することを目的とする。

2 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援

(1) ユニット型施設の各ユニットへの玄関室設置によるゾーニング経費支援

ユニット型である介護施設等において、各ユニットの共同生活室の入口に玄関室を設置する等により、消毒や防護服の着脱等を行うためのスペースを設置するための経費を支援することを目的とする。

(2) 従来型個室・多床室のゾーニング経費支援

介護施設等のうち、従来型個室、多床室である介護施設等について、新型コロナウイルス感染症が発生した際に感染者と非感染者の動線を分離することを目的として行う従来型個室・多床室の改修を行う経費を支援することを目的とする。

(3) 家族面会室の整備等経費支援

介護施設等において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止しつつ家族との面会を実施するために必要な家族面会室を整備(2方向から出入りできる家族面会室の設置の他、家族面会室の複数設置や拡張、家族面会室における簡易陰圧装置・換気設備の設置、家族面会室の入口に消毒等を行う玄関室の設置、家族面会室がない場合の新規整備等)するための経費を支援することを目的とする。

3 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援

介護施設等において、感染が疑われる者が複数発生して多床室に分離する場合に備え、感染が疑われる者同士のスペースを空間的に分離するための個室化に要する改修するための経費を支援することを目的とする。

なお、可動の壁は認めるが、天井と壁の間に隙間が生じることは認めないものとする。

第3 事業実施主体

本事業の実施主体は県とする。

県は事業者への補助により事業を実施することができるものとする。

第4 補助金の交付

この補助金の額は、交付要綱第3条より算出された額を県の予算の範囲内で交付するものとする。

第5 補助事業の内容

1 補助事業の条件

本事業は原則単年度事業とする。

ただし、予算成立後の事由に基づき、補助対象事業が当該年度内に完了することができないと見込まれる場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合における、翌年度への繰越を妨げるものではない。

2 補助対象経費

交付要綱別表3(6)介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業の補助対象経費欄で定めるものであって、簡易陰圧装置の設置やゾーニング環境等の整備にあたって必要な備品購入費、工事費又は工事請負費及び工事事務費を対象とする。

多床室の個室化については、工事費又は工事請負費及び工事事務費を対象とする。

3 次に掲げる事業又は経費は、本事業の対象としない。

(1)他の国庫負担(補助)制度により、現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している場合。

(2)その他本事業として適当とは認められない場合。

4 次の各号に該当し、かつ、適正な施設サービスを提供することができないと認められるときは、本事業の対象としない。

(1)本事業の事業者について、財政基盤の明確性又は経理処理若しくは財務管理の適正性が欠けていると認められるとき。

(2)本事業の事業者となる法人が、社会福祉法、老人福祉法、医療法又は介護保険法に違反し、これらの法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受け、当該処分期間中であるとき。

(3)その他、上記各号に相当するものと認められるとき。

5 交付対象者

交付対象者は事業者とする。

6 補助対象施設

補助対象とする施設は、交付要綱「別表3 介護施設等整備事業の補助対象経費等」の「施設種別等」で掲げる施設をいう。

第6 提出書類

1 本事業の交付の申請にあたっては、交付要綱第4条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 全事業共通

- ① 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金申請額算出内訳（別紙1）
- ② 現況の写真（別紙3）
- ③ 整備を必要とする理由及び工事中における利用者の処遇について（別紙4）

(2) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援

- ① 事業計画書（簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）（別紙2-1）

(3) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援

- ① 事業計画書（ゾーニング環境等の整備に係る経費支援）（別紙2-2）

(4) 介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援

- ① 事業計画書（多床室の個室化に要する改修費支援）（別紙2-3）

2 本補助金の実績を報告するにあたっては、交付要綱第10条に定めるもののほか、次に掲げる書類を提出するものとする。

(1) 全事業共通

- ① 介護施設等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策支援事業費補助金精算額算出内訳（別紙5）
- ② 現況の写真（別紙3）

(2) 介護施設等における簡易陰圧装置の設置に係る経費支援

- ① 事業実績書（簡易陰圧装置の設置に係る経費支援）（別紙6-1）

(3) 介護施設等における感染拡大防止のためのゾーニング環境等の整備に係る経費支援

- ① 事業実績書（ゾーニング環境等の整備に係る経費支援）（別紙6-2）

(4)介護施設等における多床室の個室化に要する改修費支援

①事業実績書（多床室の個室化に要する改修費支援）（別紙6－3）

附 則

この要領は、令和2年5月11日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年7月22日から施行し、令和2年4月30日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年7月13日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。